

被扶養者の資格確認

令和6年7月25日時点の特別認定(扶養手当受給者以外の方の認定)の被扶養者以下については、調査により遡って取消となった事例ですので、ご注意ください。

☆健康保険の二重加入はしていませんか？

一人が複数の健康保険資格を有することはできません。現在勤務している職場から健康保険資格を被保険者(本人)として取得した方は、その勤務先の健康保険資格が優先されますので、当共済組合の被扶養者は取消となります。



注意!

被扶養者の取消は、被保険者(組合員)が、所属所を通して行うこととなっています。取消をしないと、健康保険の二重加入となりますので早めの手続きをお願いします。

事例

被扶養者がアルバイト先で数週間、健康保険の資格を取得したが、被扶養者の取消をしないままアルバイト先を退職した。

⇒資格確認調査で二重加入していたことが判明し、健康保険の資格取得日まで遡って被扶養者の認定を取り消すこととなった。すでに、退職してから30日を経過していたため、健康保険の資格喪失(退職日の翌日)から再認定までの間は国民健康保険に加入することとなった。

☆アルバイトやパート収入が基準額を超過していませんか？

雇用契約書等で年間の収入が130万円以上見込まれる場合は、雇用開始日に取消となります。

アルバイト・パート収入等で収入が不安定な場合は、月額108,334円以上の収入が3カ月連続したときに取消となります。



取消日

給料日が翌月払い…基準額を超過した3カ月目の給料日翌日

給料日が当月払い…基準額を超過した4カ月目の初日

注意!

ここでいう収入とは、基本給にすべての手当を足した総支給額のことです。差引支給額(振込額)ではありません。

事例

資格確認で提出した被扶養者の令和6年度所得証明書の給与収入が150万円だった。令和5年1月以降の毎月の給料明細を確認したところ、基準月額108,333円を超えた月がいくつかあり、令和5年6月～8月は3カ月連続して基準月額を超過していた。

⇒給料が翌月払いであったため、基準月額を超過した3カ月目の給料日翌日まで遡っての取消となり、医療費の返納が生じることとなった。

check

ここに気をつけよう!被扶養者認定要件チェックポイント

- 被扶養者が就職し、健康保険に加入していませんか？
- 勤務先の雇用形態が変わり、収入が増加していませんか？
- 複数の勤務先で収入がありませんか？(合算し、基準月額を超過していないか注意)
- 65歳を迎えたことで年金額が増加していませんか？
- 4月の年金増額改定によって年金額が基準額を超過していませんか？
- 障害年金、遺族年金を受給していませんか？(全て収入に含まれます)

